

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件名	令和8年2月教育委員会定例会
3	概要	<p>1 開催日時 令和8年2月25日（水曜日）午後1時25分～午後3時5分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所 庁議室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（奈幡正教育長、河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、辺見芳宏委員、石丸美紀委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数7名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 直井 健治 次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 藤沼 重信 教育指導課長 鈴木 優子 給食センター長 松井 貫太 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1名</p> <p>5 傍聴人 なし</p> <p>6 議題 【議決事項】 （議決） （1）議案第3号 守谷市認定地域クラブ取扱要綱の制定について （2）議案第4号 学校給食センター運営委員会への諮問について （3）議案第5号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例、守谷市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、令和7年度守谷市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会所管分）、令和8年度守谷市一般会計予算（教育委員会所管分）</p> 【協議事項】 （1）協議第2号 守谷市地域認定クラブ運営費補助金交付要綱の制定について （2）協議第3号 守谷市地域認定クラブ各種大会参加補助金交付要綱の制定について

	<p>(3) 協議第4号 守谷市地域認定クラブ活動参加者支援補助金交付要綱の制定について</p> <p>【その他】</p> <p>無し</p>
4 今後の状況	次回の定例教育委員会は、令和8年3月25日（水曜日）午後1時30分から開催予定。また臨時教育委員会を令和8年3月12日（木曜日）午後4時から開催予定

令和8年2月教育委員会定例会

会議資料

日 時 令和8年2月25日（水）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

令和8年2月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和8年2月25日(水)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 3 号 守谷市認定地域クラブ取扱要綱の制定について

議案第 4 号 学校給食センター運営委員会への諮問について

議案第 5 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例、守谷市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、令和7年度守谷市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会所管分）、令和8年度守谷市一般会計予算（教育委員会所管分）

4 協議事項

協議第 2 号 守谷市地域認定クラブ運営費補助金交付要綱の制定について

協議第 3 号 守谷市地域認定クラブ各種大会参加補助金交付要綱の制定について

協議第 4 号 守谷市地域認定クラブ活動参加者支援補助金交付要綱の制定について

5 報告事項

なし

6 その他

議案第3号

守谷市認定地域クラブ取扱要綱の制定について

守谷市認定地域クラブ取扱要綱を別紙のとおり制定する。

令和8年2月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和 年 月 日 決

提案理由

本案は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づく「地域クラブ活動に関する認定制度」に則り、守谷市が地域クラブ活動の認定を行う際に必要な事項を定めるため、守谷市認定地域クラブ取扱要綱を制定するものです。

議案	頁数
3号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市認定地域クラブ取扱要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 奈 幡 正

守谷市認定地域クラブ取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」に基づき、守谷市が地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「認定」とは、守谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が地域クラブを認定し、認定資格を付与することをいう。

(認定の対象)

第3条 認定の対象となる地域クラブは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 教育委員会が別に定める基準において、守谷市立学校設置条例(昭和47年守谷町条例第286号)第2条の規定に基づき設置する中学校の生徒に対し、身近な地域で希望するスポーツ又は文化活動に親しむ機会を提供していること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

(認定の申請)

第4条 認定を受けようとする地域クラブの代表者は、あらかじめ、守谷市認定地域クラブ誓約書兼申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 規約又は会則等
- (2) 役員及び指導者名簿

議案	頁数
3号	2

- (3) 活動計画書
- (4) 会員名簿
- (5) 保険加入を証する書類
- (6) その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会が自ら地域クラブの運営団体・実施主体となり、第3条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブは、認定を受けたものとみなす。

(認定又は不認定の決定)

第5条 教育委員会は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、その適否を決定し、守谷市認定地域クラブ認定（不認定）通知書（様式第2号）により当該地域クラブの代表者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 認定の有効期間は、一会計年度を越えない範囲内とする。

(変更の届出)

第7条 第5条の規定により認定の決定を受けた地域クラブの運営団体・実施主体（以下「認定地域クラブ」という。）は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに守谷市認定地域クラブ変更届出書（様式第3号）により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 認定地域クラブは、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに守谷市認定地域クラブ休止届出書（様式第4号）により教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 認定地域クラブは、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに守谷市認定地域クラブ取消申出書（様式第5号）により教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条の要件を満たさなくなると認められるとき。
- (2) その他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 認定地域クラブから前条の規定により認定の取消しの申出があったとき

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消す場合には、守谷市認定地域クラブ取消通知書（様式第6号）により当該認定地域クラブの代表者に通知するものとする。

(認定地域クラブに対する指導助言等)

議案	頁数
3号	3

第11条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブの取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(認定地域クラブに対する支援)

第12条 市及び教育委員会は、認定地域クラブについて次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブの運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）
- (3) 地域クラブへの従事を希望する教職員等の兼職兼業の促進

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

議案	頁数
3号	4

年 月 日

守谷市教育委員会 宛て

申請団体 クラブ名
 代表者名
 住 所
 電話番号
 メールアドレス

守谷市認定地域クラブ誓約書兼申請書

守谷市認定地域クラブ取扱要綱の規定により、次の事項を誓約の上、認定地域クラブの認定を受けたいので、次のとおり申請します。

誓約事項

- 1 守谷市認定地域クラブの認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 守谷市教育委員会から指導助言があった場合は、真摯に対応します。

【団体概要】

活動種目	
活動内容	
活動拠点 (所在地)	
対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人
会員数	全体 人(うち、中学生 人) 中学生の内訳(市内在住者 人 / 市外在住者 人)
参加費、 保険料等	参加費： 円/月・年 保険料： 円/年 その他： 円/年
添付書類	<input type="checkbox"/> 規約・会則等 <input type="checkbox"/> 役員・指導者名簿 <input type="checkbox"/> 活動計画書 <input type="checkbox"/> 会員名簿(市内/市外別) <input type="checkbox"/> 保険加入を証する書類 <input type="checkbox"/> その他()

※ 認定要件(チェックリスト)を確認すること。

議案	頁数
3号	5

要件確認チェックリスト（該当するものにレ点を記入すること）

【必須要件】

- (1) 守谷市立中学校の生徒に対し、身近な地域で希望するスポーツ又は文化活動に親しむ機会を提供していると認められること。
- 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ又は文化活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたって楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
 - 教育委員会が認める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものでないこと。
 - 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、原則として、平日は1日2時間以内、休日は3時間以内とし、週当たりの活動時間は11時間の範囲内とすること。(※)
 - 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること。
 - ※ 平日も含めて地域展開する場合、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるため、週当たりの活動時間が11時間の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑え、休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能とする。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえ、競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を継続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- 地域クラブ活動において指導や見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は許されない行為であることを理解し、こうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。
 - 教育委員会が指定する研修を受講し、教育委員会が指定する組織に登録された指導人材が活動に携わること。
 - 継続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮の上、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
 - 教育委員会、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等と

の間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確にしていること。

- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保証する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

(6) 適切な運営体制が確保されていること。

- 規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
- 営利を主たる目的とせずに運営すること。
- 大会・コンクール等に参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

(7) 学校等との連携が適切に行われていること。

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること。
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。
- 教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと。

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

守谷市教育委員会

守谷市認定地域クラブ認定（不認定）通知書

年 月 日付けで申請のあった地域クラブの認定について、審査の結果、次のとおり決定したので、通知します。

1 認定の可否

認定する

認定しない

不認定の理由（不認定の場合）

()

2 認定の有効期間

年 月 日 から 年 月 日まで

議案	頁数
3号	8

年 月 日

守谷市教育委員会 宛て

申請団体 クラブ名
代表者名
住 所
電話番号
メールアドレス

守谷市認定地域クラブ変更届出書

年 月 日付けで守谷市認定地域クラブの認定を受けた活動について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブの名称
2. 変更事項
3. 変更年月日
4. 変更内容 (新)
(旧)
5. 変更の理由

議案	頁数
3号	9

年 月 日

守谷市教育委員会 宛て

申請団体 クラブ名
代表者名
住 所
電話番号
メールアドレス

守谷市認定地域クラブ休止届出書

年 月 日付けで守谷市認定地域クラブの認定を受けた活動について、活動を休止するため、下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブの名称
2. 活動休止予定期間
3. 休止の理由

議案	頁数
3号	10

年 月 日

守谷市教育委員会 宛て

申請団体 クラブ名
代表者名
住 所
電話番号
メールアドレス

守谷市認定地域クラブ認定取消申出書

年 月 日付けで守谷市認定地域クラブの認定を受けた活動について、下記のとおり認定取消しを申し出ます。

記

1. 地域クラブの名称
2. 認定取消しの申出の理由

議案	頁数
3号	11

様式第6号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

守谷市教育委員会

守谷市認定地域クラブ取消通知書

守谷市認定地域クラブ取扱要綱に基づき、審査の結果、認定の取消を通知します。

1 認定取消日 年 月 日

2 取消事由(次の内容を満たさないため)

- 教育委員会が別に定める基準において、守谷市立学校設置条例(昭和47年守谷町条例第286号)第2条の規定に基づき設置する中学校の生徒し、身近な地域で希望するスポーツ又は文化活動に親しむ機会を提供していること。
- 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- 適切な運営体制が確保されていること。
- 学校等との連携が適切に行われていること。
- その他

()

議案	頁数
3号	12

議案第4号

学校給食センター運営委員会への諮問について

下記事項について、守谷市立学校給食センターの設置及び職員に関する条例第4条第2項の規定に基づき、学校給食センター運営委員会へ諮問する。

記

1 諮問事項

守谷市学校給食費の改正について

令和8年2月25日提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和 年 月 日 決

提案理由

令和8年度より、子育て支援に取り組む自治体への支援策として、県から「市町村給食費負担軽減交付金（仮称）」が交付されることに伴い、守谷市の学校給食費を改正することについて諮問するものです。

議案	頁数
4号	1

守谷市学校給食費の改正について

1 「給食費負担軽減交付金」等の創設

令和7年12月、文部科学省から通知がありました。

令和8年度、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、小学校段階（公立）の学校給食に係る食材費を支援し、学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」を創設し、都道府県に交付します。

都道府県は「市町村給食費負担軽減交付金（仮称）」を創設し、国からの交付金と合わせて市町村に交付します。

交付金の負担割合は国 1/2、都道府県 1/2 で、算定方法は以下のとおりです。

(5月1日現在の在籍児童数) × (基準額：月額 5,200 円) × 11 か月

※ 守谷市には約 2 億 3 千万円の交付金が支給される見込み

交付金の算定基準として在籍児童数を用いていますが、いわゆる児童一人ひとりに対する学校給食費の補助ではなく、あくまでも自治体への支援とされています。

なお、基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、保護者から学校給食費を徴収することができます。

学校給食法では、学校給食に関わる経費のうち、施設、設備及び職員の人件費は学校設置者が負担し、そのほかの経費（食材費）は保護者が負担すると規定されています（「別紙 参考資料 2 学校給食費関係法令（抜粋）」参照）。

2 守谷市の現状（「別紙 参考資料 1 学校給食費算定根拠」参照）

学校給食法では、学校給食費における食材費（賄材料費）は保護者が負担し、学校給食費として納付していただいています。

現状として、昨今の物価高騰により食材費は上がり続けており、本来であれば食材費の増額に伴い学校給食費も見直す必要があります。

守谷市では、学校給食費を改正することなく、物価高騰分は市が負担してきました（市公費負担、一般財源）。

令和6年度の決算では、賄材料費は約 4 億 3 千万円で、その財源として学校給食費が約 3 億 1 千万円、市公費負担が約 1 億 2 千万円（約 28%）です。

一人当たりの食材費は、全体平均で月額 5,923 円、それに対し、学校給食費は、月額小学生 4,200 円、中学生 4,500 円、教職員等（大人分） 5,300 円です。

議案	頁数
4号	2

3 学校給食費の改正（「別紙 参考資料1 学校給食費算定根拠」参照）

区分	現行（R6.4.1～）	改正（R8.4.1～）
守谷市立小学校の児童	月額 4,200 円	月額 1,000 円
守谷市立中学校の生徒	月額 4,500 円	月額 2,000 円
教職員等	月額 5,300 円	月額 6,000 円

守谷市では、市内全公立小中学校の給食を一つのセンターで調理・提供しているため、学校給食の食材費を一体的に計上しています。

小学生においては、県からの「市町村給食費負担軽減交付金（仮称）」を活用し、食材費の不足分を学校給食費として負担していただきます。

中学生は、保護者の負担軽減を図るため、学校給食費を見直します。

教職員等は、これまで市公費による補填をしていましたが、実費相当分とします。

【小学生】

交付金の算定基準月額 5,200 円に対して、令和 8 年度当初予算計上分（議決前のため未確定）で月額 6,200 円を超える食材費となります。

よって、不足分の 1,000 円を月額の学校給食費とします。

【中学生】

令和 8 年度当初予算計上分における食材費約 4 億 8 千万円に対し、県交付金を含め、小学生無償化、中学生及び教職員等を現行の学校給食費として算定した結果、市の公費負担が約 1 億 2 千万円になりました。

市の負担が同様となるよう、小学生月額 1,000 円、教職員等月額 6,000 円として算定した結果、中学生は月額 2,000 円となりました。

【教職員等】

令和 6 年度の決算では、教職員等の月額の食材費は約 6,150 円ですので、これを実費相当分として、月額 6,000 円とします。

【その他】

原則として、小学生・中学生は給食停止者を除いて月額分をいただきます。

月の途中の給食提供・停止、連続して 5 日以上停止、牛乳停止なども月額分とします（減免等はいりません）。

日割り分は、日額 300 円とし、教職員を含め統一した金額とします。

○給食提供事業_賄材料費の決算・予算

(単位：円)

年度	事業費	財源内訳						事業費に対する 一般財源の割合
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他特材		一般財源	
					学校給食費納付金	一般寄附金		
R4・決算	399,848,505	8,248,201	0	0	315,572,518	0	76,027,786	19.01%
R5・決算	413,211,707	0	0	0	314,494,654	500,000	98,217,053	23.77%
R6・決算	434,402,166	0	0	0	310,484,169	0	123,917,997	28.53%
R7・当初予算	487,953,929	39,413,000	0	0	315,393,644	0	133,147,285	27.29%

○一人当たりの賄材料費の比較

(単位：円、人)

年度	総事業費	給食喫食者数	年額/人	月額/人	日額/人
R4・決算	399,848,505	6,748	59,254	5,387	296.27
R5・決算	413,211,707	6,661	62,034	5,639	310.17
R6・決算	434,402,166	6,667	65,157	5,923	325.79
R7・当初予算	487,953,929	6,781	71,959	6,542	359.79

○令和8年度当初予算における食材費（賄材料費）

(単位：円)

賄材料費		※ 一人当たり				※ 交付金との比較 (月額)	
(内訳)		年額	月額	日額	交付金等	差額	
		484,015,360					
小学校	1・2年生	88,669,364	68,683	6,244	343	5,200	-1,044
	3・4年生	94,762,409	70,039	6,367	350	5,200	-1,167
	5・6年生	103,010,644	72,645	6,604	363	5,200	-1,404
	計	286,442,417					
中学校		138,212,130	74,108	6,737	371		
教職員等 (大人)		59,360,813	74,108	6,737	371		

※ 学年によって食材費が異なるのは、主食（ごはん、パン、ソフト麺）の量が違い、価格差があるためです。

○中学生学校給食費の算定基礎

【交付金あり、小学生：無償化、中学生：4,500円/月、教職員等：5,300円/月】

※ 学校給食費は、小中学生99.5%、教職員ほか100%の収納率で算定 (単位：円)

事業費 (賄材料費)	県支出金 (交付金)	学校給食費			一般財源
		小学生	中学生	教職員等	
484,015,360	232,346,400	0	89,849,694	37,430,300	124,388,966

【交付金あり、小学生：1,000円/月、中学生2,000円、教職員等：6,000円/月】

※ 学校給食費は、小中学生99.5%、教職員ほか100%の収納率で算定 (単位：円)

事業費 (賄材料費)	県支出金 (交付金)	学校給食費			一般財源
		小学生	中学生	教職員等	
484,015,360	232,346,400	44,458,590	40,824,850	42,372,000	124,013,520

○令和6年度決算の状況 (給食提供事業_賄材料費)

(単位：円)

事業費	財源内訳				一般財源
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他特材 (学校給食費納付金)	
434,402,166	0	0	0	310,484,169	123,917,997

・一人当たりの賄材料費

(単位：円)

事業費	給食喫食者数	年額/人	月額/人	日額/人
434,402,166	6,667	65,157	5,923	325.79

上記は単純に事業費を給食喫食者数で割り返したもので、実際には学年ごとに金額は異なります。

「給食献立作成支援システム」から算定した学年ごとの月額の賄材料費 (平均) は以下のとおりです。

(単位：円)

	小学校1・2年生	小学3・4年生	小学5・6年生	中学生	教職員ほか
月額の賄材料費	5,052.68	5,428.04	5,621.62	6,159.47	6,159.47

【学校給食法】（抜粋）

第4章 雑則

（経費の負担）

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

- 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

（国の補助）

第12条 国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

- 2 国は、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）で生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

【学校給食法施行令】（抜粋）

（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

第2条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第11条第1項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

- 1 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条（同法第49条、第49条の8及び第82条において準用する場合を含む。）又は第69条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあっては、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

- 2 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

（学校給食費に係る国の補助）

第7条 法第12条第2項の規定による国の補助は、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者が、同項に規定する保護者（以下この条において「補助対象保護者」という。）に対して、その児童又は生徒（中等教育学校の生徒にあっては前期課程に在学する生徒に限る。以下同じ。）に係る法第11条第2項に規定する学校給食費（以下この条において「学校給食費」という。）を補助する場合（その補助割合が

2分の1未満の場合を除く。)において、その補助する額の2分の1について行うものとする。ただし、児童一人当たりの年間学校給食費又は生徒一人当たりの年間学校給食費についてそれぞれ文部科学大臣が毎年度定める補助標準額に、当該設置者が学校給食費の補助を行う補助対象保護者の児童又は生徒の数をそれぞれ乗じて得た額の合計額の2分の1の範囲内で文部科学大臣が定める額を限度とする。

【守谷市学校給食費及び学校給食の提供等に関する規則】 (抜粋)

(学校給食費の額)

第7条 学校給食費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、7月分及び8月分は1月分として扱うものとする。

- (1) 守谷市立小学校の児童 月額4,200円
- (2) 守谷市立中学校の生徒 月額4,500円
- (3) 教職員等 月額5,300円
- (4) その他喫食者 1食あたり300円

2 市長は、次のいずれかに該当する場合は、前項に規定する学校給食費の額に代えて、各号に定める方法で計算するものとする。この場合において、学校給食費1食当たりの単価は、前項に定める月額に11を乗じ、当該年度の提供日数で除して得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)とする。

- (1) 児童又は生徒及び教職員等が転入転出その他の理由により月の中途から給食の提供を受けた又は受けなかった場合 学校給食費1食当たりの単価に、喫食した日数を乗じて得た額。ただし、前項に定める月額を超える場合は、前項の額を適用するものとする。
- (2) 児童又は生徒及び教職員等が月の途中で給食の提供を受けることを停止した日数が月のうち引き続き5日以上あった場合 学校給食費1食当たりの単価に、喫食した日数を乗じて得た額。ただし、前項に定める月額を超える場合は、前項の額を適用するものとする。
- (3) 児童又は生徒が体質改善等を理由として、変更等届により継続して牛乳の飲用を止め、月を通じて牛乳を飲用しなかった場合 当該年度の牛乳の契約単価に当該年度の提供日数を乗じて得た額を11で除した額を前項に定める月額から差し引いた額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)

3 前項の規定にかかわらず、市長が認める場合には、別に定める方法で計算する。

4 変更等届の提出があり、適当と認めるときは、その旨を守谷市学校給食提供変更による給食費の決定通知書(様式第8号)により保護者に通知するものとする。

議案	頁数
4号	7

議案第5号

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

(守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例、守谷市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、令和7年度守谷市一般会計補正予算(第5号)(教育委員会所管分)、令和8年度守谷市一般会計予算(教育委員会所管分))

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、原案のとおり承認する。

- 1 守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例 P 2 ~ P 6
- 2 守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 P 7 ~ P 9
- 3 令和7年度守谷市一般会計補正予算(第5号) 教育委員会所管分
 - (1) 歳入予算 P 1 0
 - (2) 歳出予算 P 1 1 ~ P 1 4
 - (3) 債務負担行為 P 1 5
 - (4) 継続費 P 1 6
- 4 令和8年度守谷市一般会計予算 教育委員会所管分
 - (1) 令和8年度予算額の概要 P 1 7 ~
 - (2) 令和8年度守谷市予算書(教育委員会所管分) 別紙
 - (3) 令和8年度予算説明書(教育委員会所管分) 別紙

令和8年2月25日 提出

守谷市教育委員会

教育長 奈幡 正

令和8年2月 日 認

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、議会に議決を経るべき教育に関する事務の議案について市長から意見を求められたことに伴い、守谷市教育委員会事務委任規則(平成3年教育委員会規則第3号)第2条第1項第4号の規定により教育委員会の承認を得る必要があるため、この議案を提出するものです。

議案	頁数
5号	1

協議第2号

守谷市認定地域クラブ運営費補助金交付要綱の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である補助金の交付事業において、認定地域クラブの運営にかかる費用を補助するため、守谷市認定地域クラブ運営費補助金交付要綱を制定することについて協議を求める。

令和8年2月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

協議	頁数
2号	1

守谷市告示第 号

守谷市認定地域クラブ運営費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

守谷市長 松丸修久

守谷市認定地域クラブ運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、認定地域クラブの運営に要する経費に対し予算の範囲内において、守谷市認定地域クラブ運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、守谷市補助金等交付規則（昭和56年守谷町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「認定地域クラブ」とは、守谷市認定地域クラブ取扱要綱（令和●年守谷市教育委員会告示第●号）に定める認定地域クラブをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、認定地域クラブとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、認定地域クラブの運営に必要な経費とし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 指導者謝金
- (2) 活動場所使用料
- (3) 消耗品費及び備品購入費
- (4) 保険料（団体・個人賠償責任等）
- (5) その他市長が必要と認める経費

2 補助対象経費に係る補助金の交付基準については、別に定める。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は前条の補助対象経費を合算した額とし、スポーツ庁の「部活動の地域展開等推進事業」及び文化庁の「地域文化クラブ活動推進事業」（これらに類するものを含む。）の実施要領に示された補助基準額を限度とする。

第5条 補助金の交付を受けようとする認定地域クラブ（以下「申請者」という。）は、守谷市認定地域クラブ運営費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、守谷市認定地域クラブ取扱要綱第5条に規定する認定を受けた日から30日以内に市長に提出しなければならない。

協議	頁数
2号	2

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書等
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類
(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して、補助金の交付の可否を決定し、守谷市認定地域クラブ運営費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金等の交付を決定したときは、市長は、補助金等の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。
(補助金の交付)

第7条 補助金は、補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が補助対象経費に係る当該年度の活動を終了した後に交付するものとする。
(概算払)

第8条 前条の規定にかかわらず、市長が認定地域クラブの円滑な活動を確保する上で必要と認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定により補助金の概算払により補助金の交付を受けようとするとき、守谷市認定地域クラブ運営費補助金概算払申請書兼請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象経費に係る当該年度の活動を終了したときは、守谷市認定地域クラブ運営費補助金実績報告書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、第6条の規定による補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日又は当該年度の活動が終了した日から30日以内のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書及び契約書の写し
- (4) 活動の実施状況が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書について、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、守谷市認定地域クラブ運営費補助金確定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。
(補助金の請求)

協議	頁数
2号	3

第11条 交付決定者（第8条第2項に規定する概算払の請求をした者であつて、前条の規定により確定した補助金の額が、当該概算払の額を下回っていた者を除く。）は、前条の規定による通知を受けたときは、守谷市認定地域クラブ運営費補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（書類の整備等）

第12条 補助金の交付を受けた認定地域クラブは、当該補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を保存しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、活動を終了した日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか、交付決定者に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定者に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合であつて、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合
- (2) 第8条第2項の規定により概算払によって補助金の交付を受けた場合であつて、実際に要した補助対象経費が交付を受けた補助金の額を下回った場合

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

協 議	頁 数
2 号	4

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 クラブ名
 代表者名
 住 所
 電話番号
 メールアドレス

守谷市認定地域クラブ運営費補助金交付申請書

守谷市認定地域クラブ運営費補助金交付要綱の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

会 員 数	合計 人 (市内在住者 人 / 市外在住者 人)
交 付 申 請 額	円
活 動 の 目 的	
活 動 の 内 容	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 活動計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 見積書等 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

守谷市長

守谷市認定地域クラブ運営費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった守谷市認定地域クラブ運営費補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1 交付の可否 交付 ・ 不交付
不交付の理由
()

2 交付決定額 円

3 附帯事項（指示・条件）
()

協 議	頁 数
2 号	6

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

守谷市長 宛て

請求者 クラブ名
代表者名
住 所
電話番号
メールアドレス

守谷市認定地域クラブ運営費補助金概算払申請書兼請求書

年 月 日付で交付決定を受けた守谷市認定地域クラブ運営費補助金について、次のとおり概算払の交付を受けたいので申請及び請求します。

交付決定額	円
概算払請求額	円

※上記の請求金額は、下記の指定口座に振込を依頼します。

振込先	銀行名	銀行
	支店名	支店
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 クラブ名
代表者名
住 所
電話番号
メールアドレス

守谷市認定地域クラブ運営費補助金実績報告書

守谷市認定地域クラブ取扱及び運営費補助金交付要綱の規定により、次のとおり報告します。

終了年月日	
会員数	合計 人(市内在住者 人 / 市外在住者 人)
交付決定額	円
既交付額	円
補助金充当額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 活動報告書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 領収書及び契約書の写し <input type="checkbox"/> 活動の実施状況が分かる写真 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

守谷市長

守谷市認定地域クラブ運営費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった守谷市認定地域クラブ運営費補助金について、次のとおり確定したので通知します。

交付確定額

円

協議	頁数
2号	9

年 月 日

守谷市長 宛て

請求者 クラブ名
代表者名
住 所
電話番号
メールアドレス

守谷市認定地域クラブ運営費補助金請求書

年 月 日付けで確定通知のあった守谷市認定地域クラブ運営費補助金について、次のとおり交付を受けたいので請求します。

交 付 確 定 額	円
概 算 払 い 済 額	円
精 算 額	円

※上記の請求金額は、下記の指定口座に振込を依頼します。

振込先	銀行名	銀行
	支店名	支店
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

協議第3号

守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金交付要綱の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である補助金の交付事業において、認定地域クラブの選手を大会に参加させるための費用を補助するため、守谷市認定地域クラブ運営費補助金交付要綱を制定することについて協議を求める。

令和8年2月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

協議	頁数
3号	1

守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

守谷市長 松丸修久

守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、認定地域クラブの各種大会参加に係る経費に対し、守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、守谷市補助金等交付規則（昭和56年守谷町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定地域クラブ 守谷市認定地域クラブ取扱要綱（令和●年守谷市教育委員会告示第●号）第5条に規定する認定を受けた地域クラブをいう。
- (2) 各種大会 認定地域クラブが参加する大会であって、次に掲げるものをいう。

ア 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体又は公益財団法人日本中学校体育連盟が主催、共催、後援又は主管する茨城県の県南地区大会以上の大会であって、予選会に相当する下位大会を経て出場する大会又は別途開催された茨城県大会以上の大会で優秀な成績を収めたものに出場権が付与される大会

イ 一般社団法人全日本吹奏楽連盟又は一般社団法人全日本合唱連盟が主催する茨城県の県南地区大会以上の規模のコンクール

ウ その他市長が認める大会

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、各種大会に参加する認定地域クラブの代表者とする。

- 2 交付対象者は、登録指導者（指導者として各種大会に登録された者をいう。以下同じ。）を除き、原則として市内に住所を有する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、各種大会に参加者登録する認定地域クラブに所属している選手、登録指導者及び

協議	頁数
3号	2

引率者とする。

- 2 交付対象者に係る補助金の額は別表に定めるとおりとし、その交付基準については、別に定める。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする認定地域クラブの代表者（以下「申請者」という。）は、守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、各種大会開催の原則14日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 各種大会の主催者が作成する当該大会の開催要項
- (2) 各種大会の主催者が作成する宿泊に関する要項（宿泊を伴う場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、市長はその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、市長は、補助金等の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付して守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(概算払)

第7条 補助金の交付は、各種大会終了後とする。ただし、市長が必要と認めるときは、各種大会の終了前であっても、前条の規定により決定した補助金の額を上限として、その概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定による概算払により補助金の交付を受けようとする申請者は、守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金概算払申請書兼請求書（様式第3号）を前条第2項の通知後速やかに市長に提出しなければならない。

(変更申請)

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の申請内容に変更があり、交付申請額に変更があるときは、変更の内容が分かる書類を添えて、守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(変更決定)

第9条 市長は、前条の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(取下げ)

第10条 交付決定者は第6条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、守谷市認定地域クラブ各種大会参

協議	頁数
3号	3

加補助金取下げ書（様式第6号）を速やかに提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、当該申請に係る各種大会が終了したときは、守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、第6条の規定による補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日又は当該申請に係る各種大会が終了した日から30日以内のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

（1）補助対象経費の実費額が分かる領収書

（2）大会結果が分かる資料

（3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書について、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者（第7条第2項に規定する概算払の請求をした者であつて、前条の規定により確定した補助金の額が、当該概算払の額を下回っていた者を除く。）は、前条の規定による通知を受けたときは、守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 第7条の規定により概算払を受けた申請者は、実績報告において余剰金が発生しているときは、速やかに余剰金を市長に返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

（1）虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

（2）各種大会が中止になったとき。

（3）各種大会の出場を取りやめたとき。

（4）補助金を他の用途に使用したとき。

（5）前各号のほか、各種大会に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

協 議	頁 数
3 号	4

補助対象経費	補助額
参加登録料	各種大会の開催に関する要項に定められた額
交通費	<p>(1) 鉄道、航空機又は船舶等を利用する場合 集合場所（守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金申請書）（様式第1号）（変更があった場合には守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金変更申請書（様式第4号）に記載する集合場所をいう。）から各種大会の会場まで往復に要する交通費とする。ただし、茨城県中学校体育連盟等の各競技選手団等に負担金として納付する場合は、負担金のうち旅費に相当する額を限度とし、交通機関等を利用する場合に学生割引・団体割引等があるときは、その額を差し引いた実費額とする。</p> <p>(2) 借上バス等を利用する場合 交付対象者を各種大会の会場地に輸送するためにバスその他の車両を借り上げる場合における費用の額とする。ただし、必要最低限の仕様及び台数の利用に係る額を上限とする。</p> <p>(3) 自家用車を利用する場合 走行距離10キロメートルにつき燃料1リットルを単価とし、市が定めた燃料単価を乗じた額とする。ただし、必要最低限の台数の利用に係る額を上限とし、出発地と目的地を最も合理的な経路により走行するものとする。</p> <p>(4) 有料道路料金 E T Cを利用できる場合はE T C料金相当額とし、出発地と目的地を最も合理的な経路により利用するものとする。</p>
宿泊費	宿泊に要する経費の実費額とする。ただし、1人当たり1泊1万900円を限度とする。
器材運搬費	音楽コンクールへ参加するための器材運搬に要する費用の実費額とする。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 クラブ名
代表者名
住 所
電話番号
メールアドレス

守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金交付申請書

守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金交付要綱の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

大会名	
主催者等	
種 目	
開催期間	
会 場	
集合場所	
交付申請額	

費用内訳

区分	積算根拠	金額(円)
参加登録料		
交通費		
宿泊費		
器材運搬費		
申請金額 (円)		

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

守谷市長

守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金の交付について次のとおり決定したので、通知します。

1 交付の可否 交付 ・ 不交付

不交付の理由

()

2 交付決定額 円

協議	頁数
3号	9

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

守谷市長 宛て

請求者 クラブ名
代表者名
住 所
電話番号
メールアドレス

守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金概算払申請書兼請求書

年 月 日付けで申請のあった守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金について、次のとおり概算払の交付を受けたいので申請及び請求します。

交 付 決 定 額	円
概 算 払 額	円

※上記の請求金額は、下記の指定口座に振込を依頼します。

振込先	銀行名	銀行
	支店名	支店
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 クラブ名
代表者名
住 所
電話番号
メールアドレス

守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金変更申請書

守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金交付要綱の規定により、次のとおり変更申請します。

大 会 名	
主 催 者 等	
種 目	
開 催 期 間	
会 場	
集 合 場 所	
当初交付申請額	円
変更後申請額	円

交付変更後 費用内訳

区分	積算根拠	金額(円)
参加登録料		
交通費		
宿泊費		
器材運搬費		
申請金額 (円)		

様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

守谷市長

守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金の交付について次のとおり決定したので、通知します。

大会名	
変更決定額	
変更前決定額	

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 クラブ名
代表者名
住 所
電話番号
メールアドレス

守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金取下げ書

守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金交付要綱の規定により 年
月 日付けで交付決定した、次のとおり取下げします。

大 会 名	
主 催 者 等	
種 目	
開 催 期 間	
会 場	
集 合 場 所	
交 付 決 定 額	円

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 クラブ名
代表者名
住 所
電話番号
メールアドレス

守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金実績報告書

守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金交付要綱の規定により、次のとおり報告します。

大会名	
主催者等	
種 目	
開催期間	
会 場	
集合場所	
実績報告額	

実績報告大会参加者名簿

登録指導者氏名 (電話番号)			住所	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外
引率者氏名 (電話番号)			住所	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外
	ふりがな 選手氏名	学年	住所	出場日
1				

※ 記入欄が不足する場合は別紙を追加して記入すること。

実績報告費用内訳

区分	積算根拠	金額(円)
参加登録料		
交通費		
宿泊費		
器材運搬費		
実績報告額 (円)		

様式第8号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

守谷市長

守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金について、次のとおり確定したので通知します。

交付確定額

円

協 議	頁 数
3 号	19

年 月 日

守谷市長 宛て

請求者 クラブ名
代表者名
住 所
電話番号
メールアドレス

守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金請求書

年 月 日付けで確定通知のあった守谷市認定地域クラブ各種大会参加補助金について、次のとおり交付を受けたいので請求します。

交 付 確 定 額	円
概 算 払 済 額	円
請 求 額	円

※上記の請求金額は、下記の指定口座に振込を依頼します。

振込先	銀 行 名	銀行
	支 店 名	支店
	口 座 種 別	普通 ・ 当座
	口 座 番 号	
	フリガナ	
	口 座 名 義	

協議第4号

守谷市認定地域クラブ活動参加者支援補助金交付要綱の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である補助金の交付事業において、認定地域クラブ活動に参加する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、スポーツ活動及び文化芸術活動への参加機会を確保するため、守谷市認定地域クラブ活動参加者支援補助金交付要綱を制定することについて協議を求める。

令和8年2月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

協議	頁数
4号	1

守谷市認定地域クラブ活動参加者支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

守谷市長 松丸修久

守谷市認定地域クラブ活動参加者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、認定地域クラブ活動に参加する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、もってスポーツ活動及び文化芸術活動の活動機会を確保するため、守谷市認定地域クラブ活動参加者支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、守谷市補助金等交付規則（昭和56年守谷町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 親権を行う者又は後見人若しくはこれに準ずる者であって、現に生徒を監護しているものをいう。
- (2) 認定地域クラブ 守谷市認定地域クラブ取扱要綱（令和●年守谷市教育委員会告示第●号）第5条に規定する認定を受けた地域クラブをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、原則として守谷市立学校設置条例（昭和47年守谷町条例第286号）第2条の規定に基づき設置する中学校に在学し、認定地域クラブ活動に参加する生徒の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 守谷市立小中学校就学援助費交付要綱（平成19年守谷市教育委員会告示第5号）第6条第4項の規定による就学援助の認定を受けていること。
- (2) 守谷市に居住していること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(交付対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる認定地域クラブ活動の参加に要する経費（以下「会費等」という。）とする。

- (1) 月会費
- (2) 年間でかかる諸費用
- (3) その他市長が認めるもの

(補助金の額)

協議	頁数
4号	2

第5条 一会計年度における補助金の額は、補助金の交付申請をする年度に要した会費等の合計額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、認定地域クラブ活動に参加する生徒1人につき36,800円を上限とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、守谷市認定地域クラブ活動参加者支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）認定地域クラブ活動に参加する生徒及びその保護者の住民票の写し
- （2）第3条第1号に規定する就学援助を受けていることが分かる書類
- （3）生徒の保護者に市税の滞納がないことが分かる書類
- （4）会費等を支払ったことが分かる書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第1号から第3号までに掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、その確認について同意を得た上で、当該書類の添付を省略させることができる。

3 第1項の規定による申請は、当該年度における会費等が36,800円を超えた月の翌月の末日又は当該年度の3月15日（その日が守谷市の休日を定める条例（平成元年守谷町条例第35号）第1条第1項に定める休日に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日）のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、他市町村への転出、認定地域クラブ活動への参加の中止その他市長が必要と認める場合は、市長が別に定める期間内に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、必要に応じて調査等を行い、その適否を決定するものとし、守谷市認定地域クラブ活動参加者支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）この告示の規定に違反したとき。
- （2）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

協議	頁数
4号	3

(3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

(補足)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

協 議	頁 数
4 号	4

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

守谷市認定地域クラブ活動参加者支援補助金交付申請書兼請求書

守谷市認定地域クラブ活動参加者支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

1 対象生徒

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
中学校名	中学校	学年	年
認定地域クラブ名			

2 交付申請額及び請求額

(1) 又は (2) のいずれか少ない額を (3) 欄に記入して下さい。

(1) 申請する年度内に支払済みの認定地域クラブ活動の会費等	(2) 補助金の上限額	(3) 交付申請額及び請求額
円	36,800円	円

3 振込先口座

金融機関		農協・銀行 信金・信組 労働金庫			支店名			支店 支所 出張所	預金種別
									普通 ・ 当座
口座 番号							口座 名義人	※ カタカナで記入	

4 添付書類

- (1) 認定地域クラブ活動に参加する生徒及びその保護者の住民票の写し
- (2) 就学援助を受けていることが分かる書類
- (3) 生徒の保護者に市税の滞納がないことが分かる書類
- (4) 会費等を支払ったことが分かる書類

※ (1) から (3) までに掲げる書類は、次の事項に同意し、署名頂いた場合提出を省略することができます。ただし、公簿等により住民登録等を確認することができない場合は提出を求めることがあります。

5 同意事項

私は、次の内容について同意します。

この補助金の交付の審査に際し、住民登録・就学援助の状況及び市税の納付状況について、守谷市備付けの公簿等により確認することに同意します。

保護者署名 _____

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

守谷市長

守谷市認定地域クラブ活動参加者支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった守谷市認定地域クラブ活動参加者支援補助金について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 交付の可否 交付 ・ 不交付

- 2 不交付の理由

- 3 交付決定額

- 4 交付日

- 5 交付方法

協 議	頁 数
4号	7